

介護老人福祉施設愛ランドはるかぜ運営規程

社会福祉法人治敬会

第1章 総則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人治敬会が開設する介護老人福祉施設愛ランドはるかぜ（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態となった高齢者に対し適正な介護福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）の提供をすることを目的とする。

(施設の目的及び運営方針)

第2条 施設は、利用者一人一人の意志及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

2 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するよう努めるものとする

3 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者

に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 事業所は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(利用定員等)

第3条 施設は、利用定員を29名とする。ユニットの数は3ユニット、1ユニットは9名、10名、10名とする。

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数)

第4条 職員の職種、員数は次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-------------|
| (1) 施設長 | 1名 |
| (2) 管理者 | 1名(施設長が兼務可) |
| (3) 介護支援専門員 | 1名 |
| (4) 医師 | 1名 |
| (5) 生活相談員 | 1名 |
| (6) 介護職員 | 10名以上 |
| (7) 看護職員 | 1名以上 |

(8) 栄養士又は管理栄養士	1名
(9) 機能訓練指導員	1名
(10) 事務員	2名
(11) 調理員	1名以上

(職員の職務の内容)

第5条 職員の職務の内容は次のとおりとする。

(1) 施設長

施設の運営管理を総括する。

(2) 管理者

施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(3) 介護支援専門員

利用者の要介護申請や調査、施設サービス計画の作成・実施状況の把握、利用者の心身の状況等の把握、入退所援助を行う。

(4) 医師

利用者に対して診察、健康管理及び保健衛生の指導を行う。

(5) 生活相談員

利用者の生活相談、面接、処遇の計画や実施等を行う。

(6) 介護職員

利用者の日常生活全般にわたる介護、相談及び援助を行う。

(7) 看護職員

利用者の診察の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理を行う。

(8) 栄養士

利用者の献立作成、栄養計算等を行い、調理員を指導して給食業務を行う。

(9) 機能訓練指導員

利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(10) 事務員

施設運営上の庶務及び会計事務を行う。

(11) 調理員

利用者の給食等の調理を行う。

第3章 設 備

(設備及び備品)

第6条 施設は、次の各号に掲げる設備を設ける。また、必要な備品を備える。

(1) 居室

居室定員は、1人とする。居室には、ベッド・ロッカー等を備品として備える。

(2) 共同生活室

共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同

で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有する。併せて、必要な設備及び備品を備える。

(3) 洗面設備

洗面設備は、居室ごとに設ける。

(4) 便所

便所は、共同生活室ごとに3か所設ける。

(5) 浴室

浴室は、居室のある階ごとに設ける。一般浴槽のほか要介護者のための特殊浴槽を設ける。

(6) 医務室

医療法に規定する診療所を設け、利用者を診察するために必要な医薬品及び医療機器を備える。

(7) 調理室

火気を使用する部分は、不燃材料を用いる。

(8) 洗濯室

(9) 汚物処理室

(10) 介護材料室

(11) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備及び備品

第4章 運 営

(内容及び手続きの説明と同意)

第7条 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し運営規程の概要、職員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者又はその家族の同意を得る。

(受給資格等の確認)

第8条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。

2 前項の被保険者証に介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するように努める。

(入 所)

第9条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。

2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。

3 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合やその他利用申込者に対し、適切な便宜を供与することが困難である場合は、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介するなどの適切な措置を速やかに講ずる。

4 施設は、利用申込者の入所に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める。

(退 所)

第 10 条 施設は、その心身の状況、そのおかれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると思われる利用者に対し、その利用者及びその家族の希望、その利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その利用者の円滑な退所のために必要な援助を行う。

2 施設は、利用者について、心身の状況や置かれている環境等に照らし、利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。

3 施設は、利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(入退所記録の記載)

第 11 条 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載する。

(サービス方針)

第 12 条 施設は、利用者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるよう施設サービス提供に関する計画を作成し、それに基づいて日常生活上の活動について必要な援助を行い支援する。

2 施設は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割をもって生活を営むことができるよう配慮する。

3 施設は、利用者のプライバシーに配慮する。

- 4 施設は、利用者が自立した生活ができることを基本として、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その利用者の心身の状況等を常に把握しながら適切に支援を行う。
- 5 施設の職員は、施設サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対し、施設サービスの提供方法について理解しやすいように説明する。
- 6 施設サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命あるいは身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行わない。
- 7 前項の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 8 施設は、自らその提供する施設サービスの評価を行い、常にその改善を図る。

(利用者の入院期間中の取扱い)

第 13 条 施設は、利用者について、病院等に入院する必要がある場合であって、入院後概ね 3 ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該利用者及びその家族の希望などを勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与すると共にやむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所することができるようにする。

(介 護)

第 14 条 施設は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会関係を築き、自立的な日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況に応じ、適切な技術を持って支援を行う。

2 施設は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法

により入浴の機会を週 2 回以上提供する。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代える。

- 3 施設は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うと共にその発生を防止するための体制を整備する。
- 5 施設は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に交換する。
- 6 施設は、前各項に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等日常生活上の行為を適切に支援する
- 7 施設は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させる。
- 8 施設は、利用者に対しその負担により、施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

(機能訓練)

第 15 条 施設は、利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営むのに必要な機能の改善又はその減退防止のための訓練を行う。

(健康管理)

第 16 条 施設の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採る。

(食 事)

第 17 条 施設は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。

- 2 施設は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により食事の自立について必要な援助を行う。
- 3 施設は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供すると共に利用者がその心身の状況に応じて、できる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。
- 4 施設は、利用者が相互に社会関係を築くことができるようその意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。
- 5 施設は、利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲などの心身の状況等を当該利用者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡を十分にとる。
- 6 施設は、利用者に対しては適切な栄養食事相談を行うものとする。
- 7 施設は、食事内容について、当施設の医師又は栄養士を含む会議において検討を行うものとする。

(相談及び援助)

第 18 条 施設は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適格な把握に努め、利用者又はその家族に対し、相談に適切に応じると共に必要な助言やその他の援助を行う。

- 2 施設は、要介護認定を受けていない利用希望者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用希望者の意志を踏まえ、速やかに申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 3 施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前には行われるよう必要な援助を行う。

(社会生活上の便宜の提供等)

第 19 条 施設は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供すると共に利用者が自律的に行うこれらの活動を支援する。

2 施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続きについて、その利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、その者の同意を得て代わって行う。

3 施設は、常に利用者の家族との連携を図ると共に、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

4 施設は、利用者の外出の機会を確保するよう努める。

(利用料及びその他費用)

第 20 条 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際には、利用者から支払いを受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにする。

3 施設は、前 2 項の支払いを受ける額のほかに、次に掲げる費用の額の支払いを受ける。

(1) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用。

(2) 居住に要する費用は当施設所定金額の支払いを受ける。

(3) 食事の提供に要する費用は当施設所定金額の支払いを受ける。

(4) 利用者の希望により、当施設が認めるテレビ、電話等をその居室に設置する場合、実費の支払いを受ける。それ以外のものについては、全て利用者が用意し自己負担とする。

(5) 理美容代

4 施設は、前3項に掲げるもののほか施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものは利用者の負担とする。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(施設利用に当たっての留意事項等)

第21条 利用者は、施設内で次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔等で他の者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第6章 非常災害対策及び事故発生の防止及び発生時の対応

(非常災害対策)

第 22 条 施設は、非常その他緊急の事態に備え非常災害に対する計画を作成し、職員及び利用者
に周知徹底を図ると共に定期的に避難訓練、消火訓練等を行う。

2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める
ものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 23 条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるもの
とする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止の
ための指針を整備する

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、
その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する

(3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）
及び従業者に対する研修を定期的に行う

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、利用者の処遇において事故が発生した場合は、速やかにその利用者の家族、市町村等
に連絡を行うと共に必要な措置を講じる。また、その処置について記録する。

3 施設は、利用者の処遇において賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時の対応)

第 24 条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治医又は施設が定めた協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講ずる。

(1) 新規入所時

(2) 平常時と比較してバイタル等健康状態に異常が認められた時

(3) 急変時

(4) 死亡時

(5) 家族が入院を希望した時

(6) 入院中の入所者が退院した時

2 看護師又は生活相談員が、適宜、電話又はフックスで連絡し指示を仰ぐ。

第 7 章 その他施設の運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第 25 条 施設は、衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じると共に医療品、医療用具の管理を適正に行う。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないよう必要な措置を講ずる。

3 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

4 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用

して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。

5 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

6 前5号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(虐待防止に関する事項)

第26条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(入居の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束の制限)

第27条 施設は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画（BCP）の策定等)

第28条

事業所は感染症や非常災害の発生等において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するため、また、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(秘密の保持)

第 29 条 職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

2 施設は、居宅支援事業者等に対して利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(苦情処理)

第 30 条 施設は、提供した施設サービスに関する利用者及びその家族からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じ、苦情の内容等を記録する。

2 提供した施設サービスに関して、市町村からの文書その他の物件の提出・提示の求め又は市町村の職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力すると共に市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行う。また、市町村からの求めがあった場合は、改善の内容を市町村に報告する。

3 施設サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）の調査に協力すると共に連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。また、連合会からの求めがあった場合は、改善の内容を連合会に報告する。

(地域との連携)

第 31 条 施設は、運営に当たって、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、市職員、地域包括

支援センター職員により構成する運営推進会議（以下、この条において「会議」という。）を設置し、概ね2カ月に1回、会議に対し活動状況を報告し、会議による評価を受けると共に会議から必要な要望、助言を聴く機会を設ける。

2 施設は、運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携、協力を行うなど地域との交流を図る。

3 施設は、提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市町村が実施する事業に協力するよう努める。

（記録の整備）

第32条 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、利用者に対する施設サービス提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。ただし、身体拘束、苦情、事故に関する記録は5年間保存する。

（1）入居者へのサービスの提供に関する計画

（2）行った具体的な処遇の内容等の記録

（3）身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（4）苦情の内容等に関する記録

（5）事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

2 事業者は、設備、職員、及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

(勤務体制の確保等)

第 33 条 施設は、適切な施設サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定める。

2 施設は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設ける。

(1) 新規採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 2 回以上

(その他運営に関する留意事項)

第 34 条 全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条

第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 この規定に定める事項のほか運営に関する重要事項は、社会福祉法人治敬会理事長と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 26 年 3 月 26 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 3 月 26 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 3 月 26 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。